4

壌汚染対策法 の 部改正新 旧対照表

業場

 \mathcal{O} 敷地で

あ

た使 土地が の廃 調止 査)された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の 敷地 であ

》 第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十 第三 知事の確認を受けたときは、この限りでない。

汚 染 \mathcal{O} おそ れ が ある 地の 形 質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 変更 が 行 わ れる場 合 \mathcal{O} 調査)

な場での変形を表している。 が が が が が が が が は な び 前 と

> り府事の県該地処定単五三、県が土知有の理有に年条 知事の確認を受けたときは、この限りでない。
>
> 中国が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十三条 使用が廃止されたときは、この限りでない。 った土地 の廃 調査)
> 出された有害物質使用特定施設に係る工場又は事場上された有害物質使用特定施設に係る工場又は事場にある。

以下 略

知質

汚 染 \mathcal{O} おそ n が ある 地の 形 質の 変更 が 行 わ れ る場 合 \mathcal{O} 調 查

| 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 | 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの | までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場 | までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場 | までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場 | までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場 | 表示とようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三 | 年常災害のために必要な応急措置として行う行為

常一項では、第一項 る者 地の形質の変更の届出に併せて、その。)に同項の環境省令で定める方法に項の環境大臣又は都道府県知事が指定得て、当該土地の土壌の特定有害物質者は、環境省令で定めるところにより 『質 が指定する 和果を都道空 より調査され なり調査され 土地の 府県知 켐

る。ただし、前項の規定による。ただし、前項の規定によりるところにより、当該土地の所有者等に対しめる方法により調査させて、なめる方法により調査させて、なめる方法により調査させて、なる。ただし、前項の規定により により当該土地の土壌汚染状況調査の結工地の土壌の特定有害物質によって汚染されているおは対し、指定調査機関に前条第一項の環める基準に該当すると認めるときは、環外に対し、指定調査機関に前条第一項の環の規定による土地の形質の変更の届出項の規定による土地の形質の変更の届出

壌汚 染によ る 康 被害が生ず るおそ ħ が あ る土 地 \mathcal{O} 調 查

な

告すべきことを命ずることができる。 自れの所有者等に対し、指定調査機 あると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有 る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地が る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地が の被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地が の被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地が の被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地が の被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地が のでに規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係 五条 都道府県知事は、第三条第一項本文並びに前条第二項及び第三項本文

より調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法に当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定のとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めにおいて、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるもにおいて、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるもがが、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるもなり。

壌汚 染による 健康 ※被害が 生ず る おそ れ が あ る土 地 \mathcal{O} 調 查

大第一項 よるおれる ときののの

2